# 定期検査報告の対象建築設備等と報告時期について

・防火設備についてはこちらのフローチャートで報告対象に該当するか判定することができます。
・判断がつかない場合は管轄の県民センターにお問い合わせください。

<table>
<tr><th colspan="2">建築設備等の種類</th><th>報告時期</th></tr>
<tr><td rowspan="6">昇降機<br>（政令第129条の3第1項各号に掲げる昇降機）</td><td rowspan="2">エレベーター<br>（労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するものを除く）</td><td>検査済証交付日が平成5年12月31日以前の場合<br>毎年3月1日から同月31日まで</td></tr>
<tr><td>検査済証交付日が平成6年1月1日以降の場合<br>毎年交付日の属する月に応当する月の初日から末日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">エスカレーター</td><td>検査済証交付日が平成5年12月31日以前の場合<br>毎年3月1日から同月31日まで</td></tr>
<tr><td>検査済証交付日が平成6年1月1日以降の場合<br>毎年交付日の属する月に応当する月の初日から末日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小荷物専用昇降機<br>（フロアタイプに限る）</td><td>検査済証交付日が平成29年5月31日以前の場合<br>毎年5月1日から同月31日まで</td></tr>
<tr><td>検査済証交付日が平成29年6月1日以降の場合<br>毎年交付日の属する月に応当する月の初日から末日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">準用工作物<br>（政令第138条第2項各号に掲げる工作物）</td><td>検査済証交付日が平成5年12月31日以前の場合<br>毎年3月1日から同月31日まで</td></tr>
<tr><td>検査済証交付日が平成6年1月1日以降の場合<br>毎年交付日の属する月に応当する月の初日から末日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="4">防火設備<br>（随時閉鎖又は作動できるもの）<br>※防火ダンパーを除く</td><td rowspan="2">特定建築物定期調査報告の対象建築物に設けるもの</td><td>検査済証交付日が平成29年6月1日以降の場合<br>毎年7月1日から12月28日まで<br>（令和7年中は検査済証の交付日の属する月の初日から末日まででも可）</td></tr>
<tr><td>平成28年6月1日に現に存するもの又は検査済証の交付日が平成29年5月31日以前の場合<br>毎年7月1日から12月28日まで<br>（令和7年中は5月1日から同月31日まででも可）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">以下に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超える建築物に設けるもの<br><br>・病院、診療所<br>・高齢者等の就寝の用に供する用途（告示第240号第1第2項各号に掲げる建築物）</td><td>検査済証交付日が平成29年6月1日以降の場合<br>毎年7月1日から12月28日まで<br>（令和7年中は検査済証の交付日の属する月の初日から末日まででも可）</td></tr>
<tr><td>平成28年6月1日に現に存するもの又は検査済証の交付日が平成29年5月31日以前の場合<br>毎年7月1日から12月28日まで<br>（令和7年中は5月1日から同月31日まででも可）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（注意）<br>・建築物が定期報告対象外であっても、病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を越える建築物であれば、防火設備の定期報告が必要</td></tr>
</table>

# 防火設備

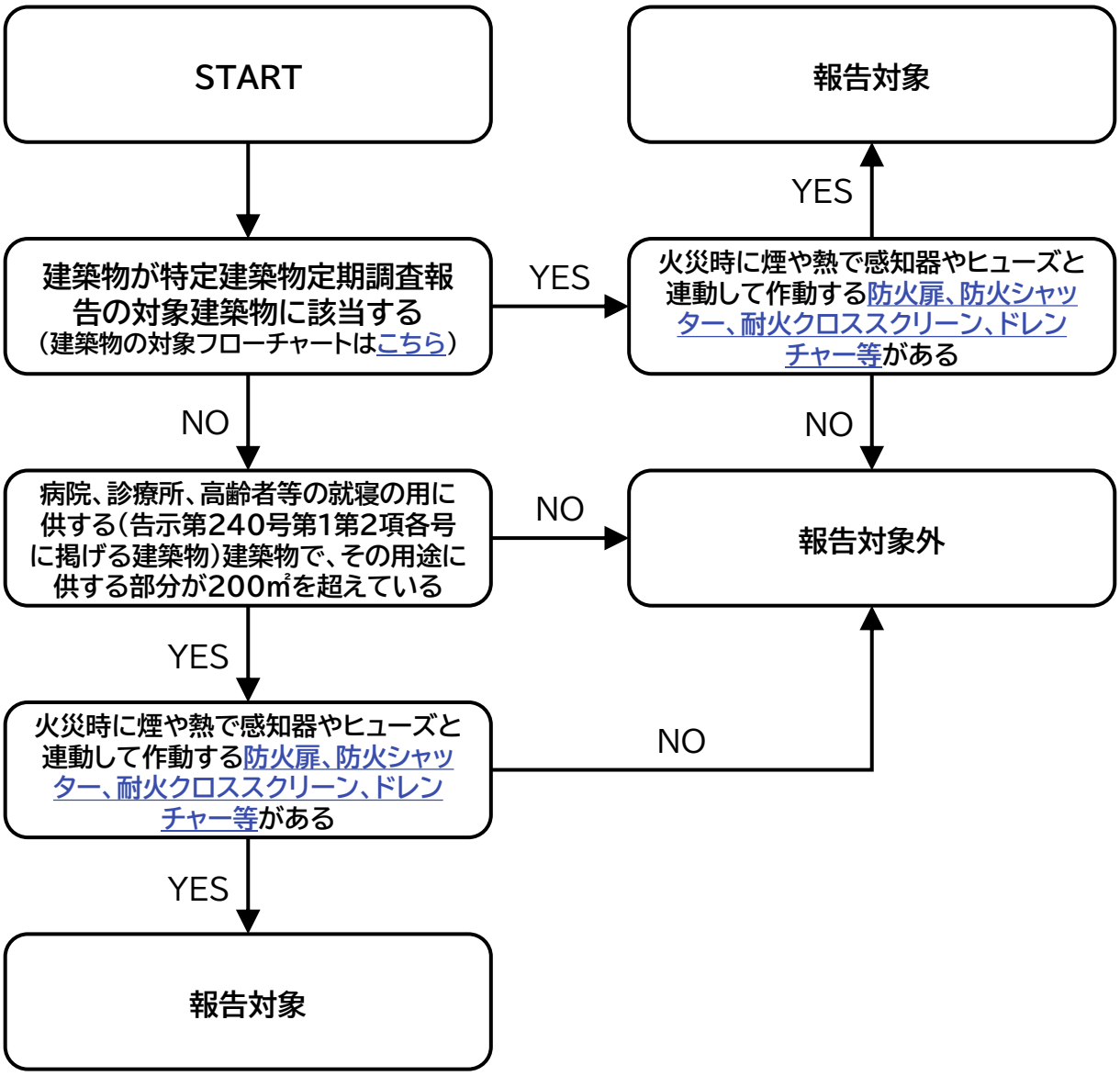


告示第240号第1第2項各号の用途

一　共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）
二　助産施設、乳児院及び障害児入所施設
三　助産所
四　盲導犬訓練施設
五　救護施設及び厚生施設
六　老人短期入所施設その他これに類するもの
七　養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム
八　母子保健施設
九　障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業所に限る。）の用途に供する施設（利用者の就寝 の用に供するものに限る

# 報告の対象となる防火設備

火災時に煙や熱で感知器やヒューズと連動して閉鎖する以下の設備が対象となります。

※常時閉鎖式の防火扉については特定建築物定期調査報告の調査対象となります。

・防火扉
・防火シャッター
・耐火クロススクリーン
・ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備

防火・防煙シャッター

耐火クロス製防火・防煙スクリーン

防火扉 など

## 管轄の県民センター

水戸市・日立市・土浦市・古河市・高萩市・北茨城市・取手市・つくば市・ひたちなか市においては、
それぞれの市で対象建築物を指定していますので、各市役所担当課へお問い合わせ下さい

| 担当課 | 住所 | 連絡先 | 管轄市町村 |
|---|---|---|---|
| 土木部都市局<br>建築指導課<br>県央建築指導室 | 〒310-8555<br>水戸市笠原町978-6<br>県庁行政棟1階 | 電話番号<br>029-301-4784<br>FAX番号<br>029-301-4789 | 笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村 |
| 県北県民センター<br>建築指導課 | 〒313-0013<br>常陸太田市山下町<br>4119 | 電話番号<br>0294-80-3344<br>FAX番号<br>0294-80-3345 | 常陸太田市、常陸大宮市、大子町 |
| 鹿行県民センター<br>建築指導課 | 〒311-1593<br>鉾田市鉾田1367-3 | 電話番号<br>0291-33-4113<br>FAX番号<br>0291-33-4161 | 鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市 |
| 県南県民センター<br>建築指導課 | 〒300-0051<br>土浦市真鍋5-17-26 | 電話番号<br>029-822-7074<br>FAX番号<br>029-822-4377 | 石岡市、龍ケ崎市、牛久市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町 |
| 県西県民センター<br>建築指導課 | 〒308-8510<br>筑西市二木成615 | 電話番号<br>0296-24-9149<br>FAX番号<br>0296-24-7249 | 結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町 |